

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年3月3日)

1	とっとり型の保育のあり方研究会について	1
2	子育て王国とっとり会議について	
(1)	子育て王国とっとり条例	2
(2)	開催実績	8
(3)	委員名簿	9
3	行政懇談会における市町村長の発言	10
4	知事記者会見質疑概要	12
5	参考資料	16

福祉保健部



とっとり型の保育のあり方研究会について

平成28年3月3日
子育て応援課

1 設置目的

これまで本県が先進的に取り組んできた子育て支援施策の成果と課題をとりまとめ、鳥取県の特色を活かした保育・幼児教育の方向性・あり方を研究し、今後の本県における事業展開や国への制度改革に係る提言等を行う。

2 研究会での主な論点

子育て施策のうち、主に次の施策を中心に成果・課題を検証し、今後の事業展開等を検討する。

①保育料無償化

保育料負担の軽減に加えて、家庭内保育も含めて子育て世帯に対する経済的支援の方向性を検討

②野外保育

森のようちえんだけでなく、保育所・幼稚園等における野外保育の推進方策を検討

3 メンバー

①学識経験者、②市町村保育担当課、③保育所、幼稚園関係者、④保護者

4 スケジュール（案）

第1回（5月） 会の趣旨及び県の取組状況の説明、論点整理

第2回～第5回（7月～10月）

ヒアリング①（保育所、幼稚園、森のようちえん、小学校関係者）

ヒアリング②（保護者、子育て支援サークル、支援センター関係者）

ヒアリング③（社会保険労務士、経営者協会、労働局等）

ヒアリング④（市町村）

第6回（11月） 中間とりまとめ議論（これまでの成果・課題・今後の取組）

第7回（12月） 中間とりまとめ（先行して取り組む事項をH29予算に反映）

第8回以降 最終報告に向けて3、4回程度開催

5 子育て王国とっとり会議との関係

子育て王国とっとり会議は、出会い、妊娠、出産、子育て支援、子どもの貧困対策など、子育て施策全般について意見を聴取するものであるが、この度の研究会は子育て施策のうち、子育て世帯の経済的負担軽減や保育所等における野外保育の推進方策などについて、主に保育・幼児教育関係の実務的な者を中心に、子育て家庭に関わる様々な関係者の意見を聴きながら事業展開等につなげていくものである。

なお、子育て王国とっとり会議にも適宜状況を報告するなどして、相互に連携していく。

○子育て王国とっとり条例

平成26年3月25日

鳥取県条例第5号

子育て王国とっとり条例をここに公布する。

子育て王国とっとり条例

子どもは、未来を創り、希望をもたらす大切な存在である。女性が安心して子どもを産み、誰もが育てる喜びを実感し、子どもの笑顔があふれ、全ての人が幸せに生活できる社会を実現することは、私たちみんなの願いである。

近年、核家族化、少子化、過疎化等の進行により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。子どもが健やかに育つことは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成するという未来への投資として地域全体で取り組むべき重要な課題である。

鳥取県では、従来より、妊娠及び出産から成人に至るまでの全般にわたって様々な施策に取り組んできた。平成22年に始まった「子育て王国とっとり」の取組は、豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指している。この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようになるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化していることが本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国とっとりの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

- 2 この条例において「子育て支援等」とは、子どもの出産及び健やかな成長のための環境整備その他の子どもを産み、育てることに関するあらゆる支援、援助及び応援をいう。
- 3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、

子どもを現に監護するものをいう。

- 4 この条例において「子育て支援団体」とは、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他の団体であって、子育て支援等を行うものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 子育て王国とっとりの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにすること。
- (2) 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。
- (4) 地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。
- 3 県は、市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるものとする。
- 4 県は、基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子ども

を大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする。

2 保護者は、前項の役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。

(事業主の役割)

第9条 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

2 事業主は、職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。

(子育て支援等の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他必要な子育て支援等に関する施策を推進するものとする。

2 県は、子育て支援団体、県民及び事業主による子育て支援等の一層の促進のために必要な支援を行うものとする。

(子育て王国とっとり推進指針)

第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、推進指針を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を

聞くものとする。

(子育て王国とっとり会議)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。

- (1) 前条第2項の規定により、知事に意見を述べること。
 - (2) その他この条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 子育て王国とっとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に掲げる事務を処理するものとする。
- 3 子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進体制の整備)

第13条 県は、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、子育て支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	<ol style="list-style-type: none">1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。3 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。
安心に満ちた子育てと豊かな子	<ol style="list-style-type: none">1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充

どもの学びを支援する施策	<p>実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。</p> <p>2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域での子育てを支援すること。</p> <p>3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。</p> <p>4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</p> <p>5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。</p> <p>6 保育所等において自他の命を大切にする心を育成する取組を充実させること。</p> <p>7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。</p> <p>8 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。</p> <p>9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。</p>
安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	<p>1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。</p> <p>2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。</p>
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支	<p>1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。</p> <p>2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て</p>

援する施策	<p>支援等の活動を促進すること。</p> <p>3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。</p> <p>4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域における青少年団体の活動その他の地域ぐるみで子どもに関わる活動の支援等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。</p> <p>6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。</p>
特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	<p>1 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</p> <p>2 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。</p> <p>3 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。</p> <p>4 障がい児が地域で安全かつ安心に生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。</p> <p>5 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</p>

子育て王国とつどり会議開催実績について

子育て王国推進局子育て応援課

年度	回	時期	開催内容
26	1	H26.5.26	<ul style="list-style-type: none"> ・会長選出 ・有識者による講演(地域社会における子育て支援) ・子育て王国とつどり推進指針について ・子ども・子育て支援新制度について
	2	H26.8.12	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て王国とつどり推進指針について ・鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について ・幼保連携型認定こども園の認可等の調査審議について ・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画について ・子育て王国とつどり会議運営要綱について
	3	H26.11.4	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て王国とつどり推進指針の最終案について ・今後の少子化対策に関する目標について ・平成27年度子育て支援に係る事業について ・幼保連携型認定こども園認可等審議部会の委員の指名について ・鳥取県認定こども園に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例施行規則について(報告) ・児童虐待防止対策について
	4	H27.2.9	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て王国とつどり会議委員の追加について (幼保連携型認定こども園認可等審議部会の委員の指名について) ・子ども・子育て支援新制度の鳥取県における状況について ・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画(案)について ・平成27年度子育て支援に係る主な事業について ・鳥取県森のようちえん認証制度について ・鳥取県の人口シミュレーションについて
	5	H27.3.20	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県子どもの貧困対策推進計画(案)について ・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について ・第1回幼保連携型認定こども園認可等審議部会の開催結果について
27	1	H27.4.23	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画(案)について ・子育て王国とつどり推進指針の改訂(案)について ・とつどり森・里山等自然保育認証制度の創設及び認証について(報告)
	2	H27.7.29	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て王国とつどり推進指針の平成26年度実績について ・子育て王国とつどり推進指針の平成27年度改訂(案)について ・鳥取県の地方創生総合戦略(骨子)等について
	3	H27.11.10	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の子育て支援に係る取組の方向性について ・鳥取県子どもの貧困対策推進計画の取組状況と来年度に向けての検討について ・子育て支援・少子化対策の取組状況等について(報告) ・鳥取県の地方創生総合戦略(鳥取県元気づくり総合戦略)の策定について(報告)

※上記のほか、子どもの貧困、家庭教育支援に係る子育て王国とつどり条例の一部改正について、書面協議

子育て王国とつり会議 委員名簿

番号	分類	職名等	氏名
1	学識経験者	鳥取大学地域学部地域教育学科教授	塩野谷 齊
2	公募	鳥取県教育委員会非常勤講師	宮前 直美
3		保育サポータークローバーキッズ代表	森井 由美子
4	子育て中の人	幼稚期 認定こども園わかさこども園保護者会前副会長	山根 典明
5		小中学校期 鳥取県 P T A 協議会理事 八頭町立郡家小学校 P T A 会長	前田 博毅
6	他県からの移住者	大阪→青谷 カフェ&ペンション「デルマー」経営	島内 武文
7		東京→佐治 金田ありのみ農園経営	金田 透
8	将来子育てを行う人	学生 鳥取環境大学経営学部 4年生	別所 絵梨
9	地域で子育てを支援している人	東部 ゆうゆうとつり子育てネットワーク副代表	塙田 比佳里
10		西部 N P O 法人えがおサポート代表理事	藤澤 幸恵
11	児童福祉	保育所 社会福祉法人赤崎保育園園長	福田 泰雅
12		母子生活支援施設 前鳥取県母子生活支援施設協議会長 前社会福祉法人倉吉東福祉会 倉明園施設長	大塩 孝江
13		認定こども園 学校法人かいじけ幼稚園 認定こども園かいじけ心正こども園園長	賴田 知子
14	保健・医療	医師（小児科） 谷本こどもクリニック副院長	谷本 弘子
15		保健師 琴浦町健康対策課保健師	村田 真由美
16	教育	幼稚園 学校法人愛真幼稚園、愛真幼稚園園長	伊達 季代子
17		家庭教育 家庭教育アドバイザー	佐伯 陽子
18	産業	株式会社日本海自動車学校総務課長	山本 友子
19		鳥取県商工会青年部連合会副会長	房安 祐一
20	労働	社会保険労務士	前村 幸子
21	市町村	市 鳥取市福祉保健部健康・子育て推進局次長	木村 義彦
22		町村 若桜町ふるさと創生課長	矢部 康樹

平成 27 年度第 2 回県・市町村行政懇談会における市町村長の発言

H28. 3. 3 子育て応援課

【日時、場所、出席者 等】

- 1 日 時 平成 28 年 1 月 26 日 (火) 午前 10:00~11:10
- 2 場 所 倉吉シティホテル (倉吉市山根 543-7)
- 3 出 席 者 (市町村) 各市町村長
(県) 知事、副知事、統轄監、各部局長、教育長 ほか

【概要 (子育て支援関係)】

(米子市長)

保育料の関係ですけれども、私どももこの案でさせてきたいと思っておりますが、基本的には、やはり医療費だとか保育料だとかといったような、生活だとか生命に関わる部分というのはナショナルミニマムなので、国がやるべきで自治体間で差があるというのはいかがなものかと思っておりまして、全国市長会でも同じ趣旨のことを提言又は要望を行ってきておりますので、県の方でも国に対してしっかりと要望していただきたいと思っております。

それと、今回所得制限が入った訳ですけれども、こういった経済的負担の軽減といった施策は、これからも所得制限といった考え方を取り入れていっていただきたいと思っております。

(大山町長)

子育て施策の充実の中で、保育料の無償化、軽減ということがありますけれども、1年前の時にもお話をさせていただいたのですけれども、やはり家庭保育の重要性ということも、私は、どうしても常に頭の中にあるものでございまして、保育料の無償化ということが、保育園、施設への推奨というような形にどうしても捉えられてしまう面があると思っています。県の一つのモデルとして、家庭保育の重要性や施策も併せて展開していただくことがとても重要でないかと思いまして、このことについて発言させていただきました。

(三朝町長)

子育ての関係の所得制限についてありますが、鳥取県だからできることの中に、この保育料の無償化の問題が大きく重要視されて関心を集められていると思っています。所得制限をついにかけられてしまつたということで、鳥取県だからできることの中で、何かを我慢してこのあたりを厚くみんなでがんばっていく、無償化での方向で第2子、第3子についてがんばるという方向に、今年所得制限を試行されてしまうので若干水を差しているのかなと思っていますので、みんなでこのあたりを克服していく努力をしたいと思っています。

(湯梨浜町長)

子育ての関係ですけれども、先ほど大山町長からご発言がありました1歳未満児の家庭内保育を私どもの町も進めておりまして、月額3万円を支給して育休がとれない方たちのために進めている訳なのですが、大山町長さんが先ほどおっしゃった懸念、無料で保育所やこども園に入れましょうという政策とちょっととだごへごする部分があるなということを先だってから考えているところであります。しかしながら、一方で第2子という経済的な負担を軽減するためにそういう助成制度はしっかりとあるけれども、その一方で1歳未満の子どもたちは家庭で子どもを育てるということがいいのではないかということを、きちんと町民の皆様に理解していただくことが肝要だろうなというふうに考えております。

それで家庭内保育の現状ですけれど、まだ、回収率が100%になっていないのですが、家庭で子育てされた53人の方から回答をいただいて、その内、この制度がなければ子どもをこども園に預けたという方が21人おりまして、ということは家庭内保育という需要、そういった世帯も結構あるんだなと感じております。湯梨浜町としては、引き続き、両方でがんばっていこうかと考えております。

(岩美町長)

保育料の問題について、国は幼児教育の必要性も言っておられる中で、現実には幼稚園をもっておられる自治体もあるし、そうした中で、義務教育的な考え方の中からみれば、当然それは保育料ではなくて小学校では全部無料ですから、こうした観点が必要ではないかと思っております。

それから同時入所というのは、かねてから同時入所を捉えるべきでないと、(同時入所でなくなった後も)ずっと支援してきた訳ですけれども、現実に0歳児まで保育士さんの確保の問題、それから専用のほふく室とか様々な施設が心配な状況が私のところはあります。したがって、1歳までは町の方がお金を出す取り組みをしているところもあるし、非常に悩ましい、厳しいところも抱えながら、よそより遅れる訳にななりませんので、軽減についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

(日野町長)

子育て支援の県の新たな保育料の軽減策が出たということで、昨日、担当者との話の中で、今日の会で必ず出るという話を受けたが、元来、私の考え方は、大山町長さんと同じ考え方でして、ただ保育料を減額というのはよくわかるのですが、無くしてしまうことになりますと、いろんな弊害が出ております。私たちの町も、0歳児保育をしたくはなかったのですが、需要があるものですから、6か月から受けておりますが、あんな小さな赤ちゃんを他人様に預けるという気持ちが私はよくわかりませんでして、それなりに理由はあると思いますが、やはり、1歳2歳くらいまでは、母親の下、あるいは親族の下で大きくなるというのが私は大原則だと思っております。

しかしながら、世の中は、私の思っているように動いておりませんでして、とにかく、預けて早く仕事に就いてお金を稼がないといかんと、そういうのが実態、すべてがお金だということでございます。こうなりますと、県がこういう、元々国の施策でやられるべきではないですかと言ってきておられますと、國もようやく動き出し、それから県の方も更に鳥取県版を作っています。そうしましたら、やる町とやらない町と地域間競争になってしまいまして、どうしても町長をやっておりますと、隣の町はこうだったのに、日野町はなぜできないの、そこらあたりから責めてこられまして、本筋がやっぱり欠けておるのではないかと、子育てはこういうものだというものが一つ根底にあって、そして新たな施策を打っていくということが本来の姿ではないだろうか。あまりにもお金に傾斜しすぎているということに、私は非常に危惧を持っております。

(八頭町長)

子育てについては、いろいろご意見があろうかと思います。景山(日野)町長も言っておられましたけど、地域間競争ということも多々あろうかと思います。八頭町は、総合戦略の中に平成28年から第2子の無料化ということを掲げております。その前段として、鳥取県の方で、今回、所得制限、同時入所ということであるのですが、第2子の無料化ということでございます。確かにうちも6か月から預かっていて、いろいろご意見があるのですが、やはり子育て支援とすればそういったことが必要ではないかと考えているところであります。

(若桜町長)

保育料につきましては、あまり言いたくないですけれど、2年ほど前から一切無料ということでございまして、そして、学校も1年から小中一貫教育校にしておりまして、わかさこども園から中学生までは一貫した教育を想定をしてそういうことをしているわけでございます。若干心配な面が出てきておりまして、今0歳児が6人入ってまいりました、今年度に入って、急激に、私も入れるわ、私も入れるわと、私も仕事を行きたいわ、ということでございまして、先ほど湯梨浜町長さんが言われましたように、私やっぱり0歳まではですね、お母さんのお家で乳を飲むことができないかなというようなことを思っております。新年度は、それなりの施策を出していきたいという具合に思っているところでございます。

■子育て支援と保育士不足

第2子の保育料の同時在園における無料化についてなんですか？ 一方で保育士の不足が全国的に叫ばれている中で、鳥取県内でも昨年の11月ですと有効求人倍率が2.76倍で、それで、ここ3年間の推移を見てみても、どんどん有効求人倍率が上がっていて保育士不足がとりわけ鳥取県内でも例外ではないのかなという印象があるんですけれども、保育士不足については、どのようなお考えを持っているのかということをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

保育士については、これ国全体の課題でありまして、鳥取県は正直申し上げれば毎年年度当初で見れば、保育を必要としているかたを完全に受け入れているという意味で、待機児童ゼロを続けているわけでありまして、全国からすればまだ保育士は足りている方なのかもしれません。ただ、国全体で見てやはり保育士の待遇の問題があるだろうということが言われていますし、これがいわゆる質の改善という課題になっています。これについて消費税の引き上げを10%にするときに、この課題に切り込んでいくという手はずになっているんですが、片方で軽減税率の問題もありますし、この辺が十分解決されていくかどうか、我々としても十分見ていかなければいけないと思います。鳥取県では保育専門学院の伝統を、今鳥取短期大学の方に統合しまして、こちらに奨学金を県としても用意をさせていただき、保育士の道に入りやすい状況に県費を投入しているところでございますけども、こういうようなことを今後もやったり、それから保育士の研修であるとか、また、再雇用のようなことであるとか、そうした総合的なアプローチをやっぱりしていかなければならぬと思っています。

こんなようなことも、いろいろと今後、市町村が保育所を所管しておりますので、保育士確保は市町村の仕事ということになりますけども、県としても側面応援をしていかなければいけないと思います。あと、この間も市町村長の中で実は意見がきれいに別れていたんですけども、私どもも、ぎりぎりのコースの球を投げたかたちになっていまして、いろんなご意見のちょうど最大公約数のところで県の提案をさせていただいたというような格好だったんですが、片方で、無償化が保育士の不足につながる可能性があるという懸念もあるんですね、これは若桜町の[小林]町長さんとか、それから[日野町の]景山町長などいろんなかたが同様の趣旨のことをおっしゃっていまして、それぞれ努力をされていて、別に今どうこうということではないのかもしれません、ただ無償化が広がってくる一方で、それだったらやっぱり子どもを預けてやっぱり働きに出られるかたがいらっしゃる。私はそういう自由を止めるべきではない、遮断すべきではないので保育士の確保ということがやはりなければならないと思うんですが、ただ、現場の市町村の方で、そちらの方の課題があるので、無償化以外の手法もあるんではないかと、こういう議論も出たわけあります。

それで、私としては、新年度その辺の研究をしてみてはどうかなと思っています。それで県として現場のかたを入れたり、それから保育士さんとかを入れたり、専門家、学術経験者等も入れて、もちろん市町村も入れるようなかたちで、鳥取県、鳥取型の保育の方向性、あり方について議論をしてもらうような研究会を作つてはどうなのかなと思っています。つまり今、国全体は、実はそういう幼児教育の無償化に向かうんですね。それで、それはいいことだと思いますし、鳥取県はそれを先取りするかたちで、いずれ国が追い付いてくるだろうと期待しながら、1歩、2歩、3歩前を進んでいるという状況なわけです。ですから、全国で起こる現象が、鳥取県は先行して起こっているわけですね。

それで見えてきた課題や我々なりの知恵もあると。それで、これは伯耆町の森安町長が最初に提唱されていて、湯梨浜町もされていて、この間、[日野町の]景山[町長]さんも同様の趣旨のことをおっしゃっていましたけど、むしろ、保育園に預けなくて家で保育をされる0歳児のお父さんお母さんに現金給付をするかたちで、それを支援していくという方がいいのではないかという考え方もあるんです。これ実は県内の市町村でコンセンサスが得られているわけではありません。それに対する財政負担を、特に都市部のかたはおっしゃるわけでございまして、そうそう簡単なことではないんですけども、仮に保育園に預ける圧力がそれで緩和をされて、家の中でやっぱり親として育ててみたいという選択肢の方も大事にすることになれば、保育士不足は緩和の方向に向かうわけですね、特に0歳児保育は非常に手厚い保育になりますので、その辺には一定の答えを出す可能性があると。それで、こういうような課題が問題意識としてあります。それでまた、鳥取で始めた園舎のない保育園、幼稚園、森のようちえんというのもありまして、この効能というものもあるだろうと。それでそれから得られた経験からして、森、自然を活用した保育のあり方、この辺も全国の子育てにも1つの示唆として、我々として提案できるような知恵等もあるんじゃないだろうか。こんなことから、鳥取県型の保育のあり方を、こうした子育てが今、非常に重要な政策課題として、全国で取り上げられていて、鳥取県も先を走っているがゆえの悩みも出てきているわけありますので、これに際して研究会を設置してみたいと思います。もうこれは当初予算で、必要経費を今検討するように、昨日指示したところです。

■ 0歳児保育に関する考え方について

知事としては、個人的なお考でいいんですけども、例えば先日の市町村懇談会で議題に上がった、0歳児の保育について、やっぱりなるべく家庭でやった方がいいっていうことも出ましたし、あとはやはり経済的な事情ですか、家庭環境に応じて、やっぱり預けるということもあるかと思うんですけども、それについては、知事個人としてはより広い選択肢を提示するというお立場にあると思うんですけども、どちらの立場に、極端ではないと思うんですけども、立っていらっしゃるんでしょうか。

私も会議の席で申し上げましたけれども、市町村長は多分価値観としては分かれているんだと思います。しかし、私はその価値観を、子育て世代に我々の社会として上から決めてしまうのではないかという気がいたします。と申しますのも、それぞれの家の事情もあると思うんですね。それでやはり働くかなければとも子どもの今後の養育に安心できないという世帯もいらっしゃるわけがありまして、働くうちに、できるだけその辺を用意をしながら、子どもの幸せを作っていくたいというのも、当然な選択肢として私はあるだろうと思います。そういうご家庭においては、保育園というところを活用して、保育に欠ける子どもの養育を公的サービスで供給していく、それは、私はあっていいと思いますし、それがまた無償化という恩恵があっても、僕はそれでいいと思います。

ただ、片方で、いや、自分たちで育てもいいよというふうに考えられるご家庭もあるわけでありますし、今日だか昨日だか、ある新聞のコラムにもありましたけれども、子育てしていた頃が懐かしいというようなそういう声が上がるぐらい、やっぱり子育ての喜びというのは親御さんのかけがいのない、一生に一度の体験もありますし、それでまたその親密な接触体験というものが、子どもの成長に与える影響もあると思います。ですから、そういう選択肢も当然あっていいだろうと。ただ、家で育てるとなると、ま

たそれはそれでね、保育園に預ければ、皆、公的に全部面倒を見てくれるかもしれませんけど、無償化になれば特にそうなんですが、家で育てるとなると、そこは自分で全部かぶらなきゃいけないということありますので、それに対する公的支援という新しい考え方た、これを投入することによりまして、そのバランスをとったり、また、そういう選択肢も応援するというやりかたもあるんではないかと思います。ただ、これ、財政負担を伴いますので、少なくとも県で勝手に決めるわけにもならない部分もありますし、今回はそこは見送ったところあります。ただ、やはりそういう多様な考え方たと状況がそれぞれのご家庭にあることを念頭において、公的に用意すべきなのは、むしろ選択肢ではないかと思っています。

■鳥取型の保育の方向性やあり方の検討について

今のお考えですけれども、研究会を作って研究をおそらく1年ぐらいかけてされて、その成果というのは、県の、さらに次の施策として活かしていくというお考えでしょうか。それから、国にこれは当然求めていく制度っていうことも出てくると思いますし、国への要望につなげるとか、そういうようなことにもなるのでしょうか。おそらくこの現金給付ということだけではなくて、家庭保育を支援していこうと思うと、雇用の問題にも密接に絡んできたりですとか、それから育休保障、パートのかたなんかは育休保障がなくて預けたくても、家で見たくてもやっぱり預けて働くなければならないっていう状況もあると思います。そうすると、国のやっぱり制度の充実っていうのも必要だと思います。そのあたりで、国への提言とか、県の施策とか、そのあたりどういうふうに、この研究会の成果を活かしていこうと思われるのか教えてください。

今、おっしゃった2つの方向性と、あともう1つあると思っています。1つは国に対してやはり今の制度の不十分なところがあるのであれば、それはやっぱり現場の声として上げていかななければならない、そういう提案という部分があります。また、2つ目には、県の施策自体を進化させていく意味で、今先ほど申しましたように、1歩、2歩、3歩とかなりこう鳥取県政が前に出てきていますので、その分いろんな前に出たがゆえの悩みも出てきていると。そういうものを調和的に解決していくような、新しい施策を自ら考えていく、つまり県の行政施策に反映させるというのが2つ目であります。あと、3つ目としては、その議論を通じて県内の市町村、また、関係者と問題意識を共有していく。それで県だけで全部解決できません、子育ての問題は。従いまして、関係者やあるいは市町村の行政機関、そういうところでも政策課題を共有していただき、解決策も共有していただくと、そんなようなことでこの研究会を設置すべきではないかと考えるに至ったわけであります。

今の問題意識と非常に一致するわけでありますけども、例えば、家庭で育てるということになれば育児休業制度があり、給与補償があります。今のパートの問題もございますし、それから期間の問題があると、例えば、1年間丸々やろうと思いますと、その育児している期間、充分な給与が得られるかというとそういうわけではない。だんだんこれ、6ヶ月の頃から打ち切りの部分があったりしますので、そういうことであれば、休業補償等の制度が果して実情に合っているのかどうか。この辺のことは国として関与していかなければならぬ部分があると思います。それで、それを全部解決するのは、さすがに、特にこういう給付という行政は、国全体のポケットの中ならできるんですけども、1つの地域で限定してやるのは、かなり負担と勇気がいることありますし、そういう意味ではありますから、完全解決はできませんが、地域でこの程度のことは考えても良いんではないかと、それを投入することによって別のその社会的コストを軽減できるんであれば、トータルでつじつまが合うという考え方たもできようかと思います。そんな

意味で、地域で解決できる手法というのも考えてみえるんではないかと思います。これはそうした育児休業に係る部分であります。あと、森のようちえんのようなことからいきますと、やはり今の規制行政的なことだと、許認可行政的な幼児教育システムがフォローできていない分野があると。それでやっぱり、成長するのは子どもであります、子どもに則してやっぱりものを考えていかなければいけないわけです。それで、自然の中で自然を体験しながら育つことが、意味があるんであれば、それに則したカリキュラムだとか、それから園舎の有無等によって幼稚園や保育園の許可が下りる、下りない、お金が出る、出ないということがあっていいのだろうかということなど制度の矛盾は、私は抱えているんではないかなと、個人的には思っています。

ただ、専門家の視点で、こうしたことについても研究していただいて、果して鳥取で、今、ドンキホーテ【理想主義者】のように調整に入っていること、それが国全体に与える提案だとか、そういうレッスン【教訓】があれば、それを引き出していただくのもいいんではないかと思っています。

(参考資料)

- 鳥取県における育児休業の取得期間は、女性の6割以上が「6か月～1年未満」、男性の6割以上が「1週間未満」という状況である。
- 一方で、H25年の少子化対策等アンケート調査では、結婚や出産を機に仕事を辞めた理由として、「家事・育児に専念するために自発的にやめた」率がH21年より微増している。
- 厚生労働省の調査によれば、子の年齢による希望する就業形態としては、男性は子どもがどの年齢でも「常勤」が最も多く、女性は子どもが産まれるまでの間と、子どもが中学校に入学して以降は「常勤」が最も多く、子どもが1歳になるまでは「育児休業」が、子どもが1歳から3歳までの間は非就業、3歳から小学生の間は、「パート・アルバイト」が最も多くなっている。

1 鳥取県における育児休業の状態（平成27年度鳥取県職場環境等実態調査）

(1) 育児休業の利用状況 (H26.4.1～27.3.31)

	女性	男性
取得率	90.2%	2.7%
取得期間	6か月～1年未満 61.4% 1年～2年未満 20.6% その他 18.0%	1週間未満 66.7% 1か月～3か月未満 16.7% その他 16.6%

(2) 育児休業制度を利用しない理由

女性	男性
①上司や同僚に気兼ねする。(33.9%)	①休業中の収入が減少する。(41.6%)
②復職後同じ仕事に就けるか不安(29.0%)	②子の世話をしてくれる人がいる。(39.0%)
③子の世話をしてくれる人がいる。(25.8%)	③上司や同僚に気兼ねする。(27.5%)

2 仕事を辞めた理由 (H25 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート)

	H25	H21
家事・育児に専念するために自発的にやめた	34.6%	32.7%
仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた	42.0%	28.8%

3 子の年齢による希望する就業形態 (H22 社会保障を支える世代に関する意識等調査：厚生労働省)

(単位：%)

総数	総数	常勤	パート・アルバイト	育児休業	非就業	不詳
子供が生まれるまでの間	100.0	74.4	7.2	4.0	7.6	6.8
子供が1歳になるまでの間	100.0	40.5	2.7	32.5	16.5	7.8
子供が3歳になるまでの間	100.0	51.7	14.1	9.7	16.7	7.8
子供が小学校に入学するまでの間	100.0	57.3	21.4	2.4	10.6	8.3
子供が小学校の間	100.0	63.6	23.5	0.5	4.4	8.0
子供が中学校に入学して以降	100.0	73.8	16.1	0.4	2.4	7.3
男性	総数	常勤	パート・アルバイト	育児休業	非就業	不詳
子供が生まれるまでの間	100.0	86.9	1.3	1.2	2.1	8.5
子供が1歳になるまでの間	100.0	74.0	0.6	13.5	2.8	9.1
子供が3歳になるまでの間	100.0	80.4	2.7	4.3	3.0	9.6
子供が小学校に入学するまでの間	100.0	83.2	3.6	1.6	2.1	9.5
子供が小学校の間	100.0	85.7	3.1	0.3	1.2	9.7
子供が中学校に入学して以降	100.0	89.2	1.9	0.1	0.6	8.2
女性	総数	常勤	パート・アルバイト	育児休業	非就業	不詳
子供が生まれるまでの間	100.0	61.9	13.0	6.8	13.0	5.2
子供が1歳になるまでの間	100.0	7.1	4.7	51.4	30.2	6.5
子供が3歳になるまでの間	100.0	23.1	25.5	15.1	30.4	5.9
子供が小学校に入学するまでの間	100.0	31.4	39.3	3.1	19.1	7.1
子供が小学校の間	100.0	41.5	43.9	0.7	7.6	6.4
子供が中学校に入学して以降	100.0	58.5	30.2	0.6	4.1	6.5

4 年齢区分別、保育所利用児童数と割合の推移

(1) 全国の年齢区分別、保育所利用児童数と割合の推移（「保育所の状況等について」／「保育所関連状況とりまとめ」厚生労働省）日本子ども資料年鑑 2016

(単位：人、%)

区分	低年齢児（0～2歳）		
	計	0歳児	1・2歳児
平成 22 年	742,085 (22.8)	99,223 (9.2)	642,862 (29.5)
23 年	773,311 (24.0)	105,366 (9.8)	667,945 (31.0)
24 年	798,625 (25.3)	108,950 (10.2)	689,675 (33.0)
25 年	827,773 (26.2)	112,373 (10.8)	715,400 (33.9)
26 年	858,957 (27.3)	119,624 (11.4)	739,693 (35.1)
27 年	892,772 (28.8)	123,657 (12.1)	769,115 (36.9)

※ () は、4月1日の保育所利用児童の割合で、(当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数) ×100

(2) 鳥取県の年齢区分別、保育所利用児童数と割合の推移（福祉行政報告例）

(単位：人、%)

区分	低年齢児（0～2歳）		
	計	0歳児	1・2歳児
平成 22 年	6,407 (45.0)	1,194 (25.9)	5,213 (54.2)
23 年	6,567 (46.4)	1,237 (25.3)	5,330 (57.5)
24 年	6,885 (48.9)	1,385 (29.6)	5,500 (58.5)
25 年	6,995 (49.3)	1,325 (28.1)	5,670 (59.9)
26 年	7,249 (52.0)	1,421 (31.1)	5,828 (62.2)
27 年	7,406 (53.6)	1,451 (31.9)	5,955 (64.3)

※ () は、10月1日の保育所利用児童（27年は、認定こども園の3号認定こどもを含む。）の割合で、(当該年齢の保育所利用児童数÷該年齢の就学前児童数) ×100

5 保育士配置基準

区分	配置基準	加配後の基準
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	6 : 1	4.5 : 1
2歳児		6 : 1
3歳児	20 : 1	15 : 1
4歳児以上	30 : 1	30 : 1

※ 3歳児の加配は、H27.4～国の加配制度

